

地区会顧問に関する細則

(目的)

第1条 本会会則第6条2項により、地区会顧問に関する細則を定める。

(資格)

第2条 本会の運営、活動、その他において、特に功績顕著な加盟館員（司書）が転退職した場合、地区会顧問とすることができる。

(承認)

第3条 地区会顧問の推薦及び承認は、地区会総会において行うものとする。

(身分の停止)

第4条 地区会顧問が再び加盟館職員に就任した場合、その在職中は、地区会顧問としての身分を停止されるものとする。

(退任)

第5条 地区会顧問は、本会が別に定める退任届を本会に提出して、本会議決により退任することができる。

2 地区会顧問が死亡、若しくは失踪宣告を受けたときは、退任したものとみなす。

附 則

この細則は昭和58年5月26日から施行する。

附 則

この細則は昭和59年5月24日から施行する。

附 則

この細則は平成18年11月9日から施行する。

附 則

この細則は平成25年11月15日から施行する。

退任届

地区会総会 殿

今般一身上の都合により，地区会顧問を退任いたしたくお届けします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

日本医学図書館協会中国・四国地区会申し合わせ事項

1. 相互利用においては、まず地区内での充足につとめる。地区内からの申し込みを受けた場合は、特恵的处理を行う。
2. 相互利用における複写料金の送金は、原則として、現金書留又は郵便為替による。
(ILL 料金相殺サービス参加館は除く。)
3. 地区会総会の会期は、特に定めない。
4. 地区会総会において、各機関会員の年間報告を行う。(当番館は、案内の際に各館へ依頼する。)
5. 地区会総会において、継続教育の発表の機会を設けることが出来る。研究発表・事例報告など継続教育を意図したものであれば、形式は問わない。開催当番館は調整役を務める。
6. 評議員の割り当てについては、当分の間、B 会員館を免除する。
7. 地区会総会の当番館については、協会の研究会等を引き受けた館は、次回の当番館を免除することができる。

平成18年11月9日修正
平成29年11月16日改正
令和元年12月27日改正

日本医学図書館協会中国・四国地区会

学術雑誌バックナンバー分担保存協定要項

1. 目的

学術雑誌バックナンバーの増加に伴う書庫占有度の増大、増築の困難等を考慮し、日本医学図書館協会中国・四国地区会（以下「地区会」という。）加盟館の相互間で重複して所蔵するバックナンバーを、各館がそれぞれ分担して保存することによる、書庫収容能力の有効を図ることについて協定し、実施することを目的とする。

2. 方法

各館ごとに保存すべき雑誌（以下「保存雑誌」という。）を定め、定められた館（以下「保存館」という。）は保存雑誌について、特別の事情または情勢の変動がない限り、永続して保存し、相互利用に供する義務（以下「保存義務」という。）を負うものとする。

ただし、保存義務は所蔵しているものに限ることとし、継続して受け入れる義務は負わないものとする。

3. 保存雑誌及び保存館の定め方

地区会で協議の上、別に定め、協定する。

4. 保存館の変更

保存館に、保存義務を果たすことのできない特別の事情または情勢が生じたとき、あるいは継続受け入れを中止したときの、以後の保存館の決定については、地区会で協議の上、これを定める。

5. 保存館以外の館の対応

分担保存の義務を負わないバックナンバーの保存または廃棄の措置は、各館の自由裁量に委ねられるが、廃棄処分をしようとするときは、その雑誌の保存館にあらかじめ通知するものとする。

6. この要項に定めのない事項については、地区会において協議するものとする。

附 記

この要項は、昭和63年5月20日から実施する。

学術雑誌バックナンバー分担保存協定要項について

・平成13年度地区会総会（鳥取大学）の時に、「協議題2．分担保存雑誌の改訂版作成について」で協議を行った。（平成13年度地区会総会議事要旨参照）

人員の削減・資料費カット・購入雑誌中止数の増加・書架スペースの不足等、各館共通の問題を抱える中で分担保存目録作成に時間と労力を注ぐことが疑問視され、協定要項の白紙化を含む見直しについて審議された。

審議の結果、分担保存雑誌目録（欧文編）は作成せず、現在の国内雑誌編は現在の時点で凍結し、「保存協定要項」そのものも凍結することを了承した。